

防整技第17363号
令和5年8月17日

大臣官房会計課長
地方協力局環境政策課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局企画部管理施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海空幕僚監部総務部会計課長
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局調達部長
各広防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

殿

整備計画局施設技術管理官
(公印省略)

建設工事等に伴う警備業務の深夜時間帯の勤務に係る労務
費の適切な積算について（通知）

今般、会計実地検査において、警備業務の深夜時間帯（午後10時から午前5時まで）の勤務に係る労務費の積算について、複数の警備会社から徴収した見積書の総額が最低金額となっている見積書に記載された警備員等の労務単価を用いて、行っていたところ、深夜時間帯の勤務に係る労務単価の積算に当たり、夜勤単価の割増率について国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定した「建築保全業務積算基準」（国営保第27号）及び「建築保全業務積算要領」（国営保第28号）（以下、「建築保全積算基準等」という。）に定められている下限の割増率等の合理的な数値を示すなどして、具体的に周知をしていなかったことは適切ではなく、改善を図る必要があるとの指摘があった。

上記の指摘を踏まえ、建設工事等に伴う警備業務の深夜時間帯の勤務に係る労務費の積算に当たっては、原則、別紙の手順により行うものとする。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、地方協力局地方協力統括調整官、地方協力局九州協力調整官、地方協力局沖縄協力課長、地方協力局在日米軍協力課長、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部防衛部施設課長

建設工事等に伴う警備業務の深夜時間帯の勤務に係る労務費算定要領

- (1) 深夜時間帯に係る警備員の労務単価については、日割基礎単価（注1）に割増基礎単価率（注2）を乗じた上で、建築保全業務積算基準等で定められている下限の割増率（25%）を乗ずること。
- (2) 警備会社から警備員等の労務費等の見積りを徴収する際は、日割基礎単価の見積りも併せて徴収する。
- (3) 深夜時間帯に係る警備員等の労務単価については、徴収した見積りに記載された労務単価をそのまま採用するのではなく、(1)で算定した労務単価との比較を行い、より適切なものを採用する。
- (4) 日中時間帯（午前5時から午後10時まで）の労務単価についても(3)と同様に日割基礎単価を用いて算定した労務単価との比較を行い、その妥当性を確認する。
- (5) 過年度においても同種警備業務を行っている場合には、日割基礎単価について、過年度の労務単価等と比較するなどして、その妥当性を確認する（新規の建設工事等において必要となった警備業務契約についても、同種警備業務の労務単価と比較するなどして、妥当性を確認する。）。

(注1) 正規の勤務時間（午前5時から午後10時までの時間帯における8時間内で業務に従事する時間）内に業務を行う場合の1日（8時間）当たりの単価。年間当たりの平均的な賃金（基本給、家族手当、住宅手当、通勤手当等の基準内手当及び賞与）を当該平均的な年間労働日数で除したもの（建築保全業務積算要領より）。

(注2) 割増基礎単価率は「建築保全業務労務単価」（国土交通省官庁営繕部）に記載されている「割増基礎単価率」を用いて算定することとする。

割増基礎単価率は、日割基礎単価に乗じて割増基礎単価を算出するための率である。なお、割増基礎単価とは、日割基礎単価から賞与、通勤手当、家族手当、その他労働基準法施行規則第21条に定めるものを除いた単価であり、正規の勤務時間を超えて業務を行う場合の時間外単価や午後10時から午前5時までの時間帯に業務を行う場合の夜勤単価を算出するための基礎となる1時間当たりの単価である（建築保全業務積算要領より）。